

女川町復興計画

— 第4章 復興基本計画 —

凡例

~~文言~~ ……削除

文言 ……新規加筆

女川町復興計画策定委員会

女川町復興計画基本計画（骨子）もくじ

1. 安心・安全な港町づくり〔防災〕	3
（1） 港周辺部の土木構造物等の整備	3
（2） 津波避難対策の構築	3
（3） 防災上重要な施設の集約・拠点化	4
（4） 学校等避難所の機能の強化	4
（5） 防災道路ネットワークの整備	5
（6） 自立型エネルギーの整備	5
（7） 地域防災力の強化・防災教育の推進	6
（8） 災害遺構の保存等	6
（9） 地域防災計画の見直し	7
2. 港町産業の再生と発展〔産業〕	7
（1） 水産業の応急復旧による早期再開	7
（2） 漁港の再整備と水産業の再生	8
（3） 商工業の再生	8
（4） 新たな雇用の創出	9
（5） 観光の再生・創出	9
（6） 学術研究拠点の構築	10
3. 住みよい港町づくり〔住環境〕	10
（1） 応急仮設住宅の確保	10
（2） 町中心部の安全な居住地の確保	11
（3） 離半島部の安全な居住地の確保	12
（4） 恒久住宅の再建・供給	12
（5） 公共交通機関の再開・整備	13
（6） 歴史的遺構・伝統文化の回復	14
4. 心身ともに健康なまちづくり〔保健・医療・福祉〕	14
（1） 避難所、仮設住宅での健康被害の予防	14
（2） 心のケアの実施	15
（3） 保健・医療・福祉の連携による保健サービスの提供	15
（4） 地域に根差した包括的な医療サービスの提供	15
（5） 生活環境に応じた町民の自立した生活の支援	16
（6） 地域医療・保健・福祉施設の整備と安全性の強化	16
5. 心豊かな人づくり〔人材育成〕	17
（1） 安全・安心な学校教育の確保	17
（2） 生涯教育・文化・スポーツ活動の推進	18
（3） 学術研究拠点の構築	18

1. 安心・安全な港町づくり《防災》

(1) 港周辺部の土木構造物等の整備

方針

土木構造物等の復興は、本町の基幹産業である水産業の再生に不可欠であり、新たな港町づくりの根幹となる対策です。土木構造物等は、津波、高潮（冠水）対策と港町づくりの観点から再整備を行います。

復興基本計画

【緊急対策】

① 護岸・防潮堤の整備

- ・ 地盤沈下の影響を考慮した上で、津波、高潮（冠水）・高波対策として護岸の嵩上げ、防潮堤の整備計画を確定します。
- ・ 漁港、海岸保全施設・機能の確保、道路・市街地の形成、生活の利便性、景観等にも配慮します。

② 湾口防波堤の整備

- ・ 外洋からの波浪、津波制御を目的とし漁港機能の早期再開に向けて緊急に再整備をめざします。

【中長期対策】

③ 津波の勢いの減衰対策

- ・ 津波対策の一環として、津波の勢いを減衰させる効果をめざした防災緑地帯等を沿岸部及び市街地に配置します。
緑地帯等の設置にあたっては、町の土地利用、道路整備等の計画を踏まえるとともに、景観にも配慮します。

④ 石油タンク等の津波対策（漂流物対策）

- ・ 津波による被害を拡大させる要因になり、また応急活動や復旧に支障をきたす漂流物対策も、津波対策の一環として不可欠です。
- ・ 公園、緑地における防潮林、漂流物防止柵の設置、石油タンクの地下化・防油堤のかさ上げ等の措置を行います。

(2) 津波避難対策の構築

方針

津波対策は、ハード・ソフトの両輪で確立すべき対策です。特にソフト面では、避難対策が最重要であり、町民の避難行動をより確実にするため、町は関係機関や町民と連携し、情報伝達体制、避難ルート、避難誘導等の対策を構築します。

まず何よりも、津波のおそれをあらかじめ知っておくことが重要であり、いざ大きな地震を感じたら高台に逃げるのが津波から命を守る大前提です。予測される非常の事態を想定した命を守る迅速、かつ的確な判断、行動が求められます。住民レベルでの津波避難意識の向上を推進します。

復興基本計画

【短期対策】

① 避難先・避難ルートの検討・整備

- ・ 町内の土地利用や道路等の整備計画を踏まえ、高台への避難経路・避難場所を検討します。
- ・ 津波からの緊急避難として、避難ビルなどの一次避難地の確保と指定を行います。
- ・ 避難場所が孤立しないように、避難場所間を結ぶルートを整備を図ります。

② 津波発生時の情報伝達体制

- ・ 町、関係機関相互における情報収集・分析・伝達体制の見直しを行います。
- ・ 防災広報無線（屋外子局、戸別受信機等）のデジタル化整備を図ります。
- ・ 町の広報体制の見直し（広報車による巡回、学校・関係機関への情報伝達体制等）を行います。
- ・ 災害時要援護者に対する情報伝達手段の整備、行政区の協力体制の構築を図ります。

③ 町民参加型避難訓練等の実施

- ・ 町と町民（行政区等の単位）が連携し、避難先の割当てや津波を想定した避難訓練を定期的に実施します。
- ・ 避難訓練を通じて、避難行動のとり方、誘導方法等の周知を図るとともに、町民や高齢者のほか、観光客・釣り人等も対象とした避難マニュアル等の作成や検証に生かします。

（3）防災上重要な施設の集約・拠点化

方針

本災害で、役場が被災したことから、町は、特に町民サービス機能の早期回復をめざします。また、役場、交番、消防署等、災害時の防災対応上、重要な役割を担う機関については、津波等からの安全な地域に再整備し、相互連携を考慮した集約、拠点化をめざすとともに、重要な行政データ等のバックアップ対策についても考慮します。

復興基本計画

【緊急対策】

① 行政機能の早期回復

- ・ 町は、民心安定、町民生活の維持のためにも、仮設庁舎における役場機能の回復を図ります。（7月19日業務開始）

【短期対策】

② 役場等中枢機能の安全な地域での拠点化整備（候補施設の選定）

- ・ 災害対応の重要な機能・施設として、役場、交番、消防署、病院（福祉施設とも連携）があり、被害状況を踏まえ、災害時の相互連携、平常時の行政サービス等を勘案し集約と拠点化を図る必要があります。
- ・ 土地利用の検討時に、高台への集約が必要な公有財産の選定を行います。

（4）学校等避難所の機能の強化

方針

本災害の教訓を踏まえるとともに、今後考えられるさまざまな災害に備えて、避難所生活を円滑に維持するための体制、避難所における諸設備の確保を図ります。

復興基本計画

【短期対策】

① 避難場所・避難所の選定

- ・ 津波からの避難場所を半径500mの圏域ごとに設定することなど、適切な配置を検討します。

- ・ 津波災害を想定し、安全な地域における避難所の特定と地域コミュニティの維持のための地区割当てを行います。（復興期の段階に応じ計画を見直しします。）
- ・ 学校施設を避難所とする際には、本来の児童・生徒の教育の場としての機能に十分配慮するものとし、学校教育の早期再開をめざします。

② 避難所運営体制の強化

- ・ 行政区等の住民組織を主体とした避難所の自主運営をめざし、町は、行政区等と連携し避難所運営訓練の企画・運営や運営マニュアルの整備を図ります。
- ・ 行政区等において、必要な行動、地域でできることを検討していただくなど、住民レベルでの防災意識の向上を推進します。

③ 避難所生活に必要な諸設備の確保

- ・ 水、食糧、生活用品等の備蓄、当面の避難生活を維持するための資機材等の確保を図ります。
- ・ 避難者の情報収集などに活用できるインターネット環境の整備を図ります。

（５）防災道路ネットワークの整備

方針

町民の避難活動、各種応急活動に道路の確保は不可欠です。平常時の物流、町民生活の利便性にも配慮し道路整備を図ります。

復興基本計画

【短期対策】

① 防災道路の整備

- ・ 新たな道路整備にあたっては、避難時の道路の混雑を避けるために、避難路としての道路拡充・拡幅をめざした道路整備を計画します。
- ・ 津波の勢いを減衰させることを目的として、国道の盛り土を検討します。
- ・ 道路整備に伴い、災害時の緊急輸送道路、標識等の整備を図ります。

【中長期対策】

② 孤立防止のための道路の整備

- ・ 町外へ通じる道路は少ないことから、女川町全体が孤立しないように、国道 398 号線以外に石巻市に通じるルートを確保します。

③ ヘリポートの整備

- ・ 新集落には、緊急時および災害時の対応を目的として、ヘリポートを整備します。

（６）自立型エネルギーの整備

方針

震災では、長期停電により通信機能等の障害が災害対応に支障をきたしました。特に集落が点在する本町では、自立型をめざしたエネルギーの確保が必須であり、ライフライン機能の二重化という観点でも整備を図ります。

復興基本計画

【中長期対策】

① 自立型エネルギーの確保

- ・復興により新たに形成される居住区、離半島部の集落等を対象に自立型エネルギー確保、風力発電、太陽光発電、廃棄物熱利用等の自然エネルギーの導入を進めます。
- ・町は、町民や事業所等に対して積極的に自然エネルギーの導入に向けた普及啓発を行います。

② 公共施設等への新エネルギーの導入

- ・役場や病院など公共施設の機能が、震災時や非常時においても維持されるように、自立型をめざしたエネルギーの導入を図ります。

(7) 地域防災力の強化・防災教育の推進

方針

津波避難対策では、普段から町民等を対象とした防災意識の啓発及び避難行動をより確実なものにするため、行政区等の住民組織の地域防災力向上をめざします。

復興基本計画

【中長期対策】

① 災害の伝承

- ・災害の教訓、記録等を後世に継承するため、災害記録誌の作成を行います。
- ・町と被災体験をした町民とが協力し合い、次世代に災害を語り継ぎ、教訓などを伝承する場（「語りべの会」「防災塾」等）の設置を検討します。

~~② 学校教育への反映（5つ目の柱へ移行）~~

- ~~・学校教育プログラムに、災害の教訓、防災や津波に関する知識などのテーマを導入します。~~
- ~~・防災教育のための副読本等の作成を行います。~~

② 行政区等の防災組織の活性化

- ・町は、行政区等を単位とした自主防災組織の結成を促し、活動の活性化を図るとともに、防災リーダーの育成支援を図ります。
- ・住民参加型訓練を定期的実施します。

(8) 災害遺構の保存等

方針

災害による犠牲者を慰霊し、その記憶や教訓を将来にわたり伝えていくため、被災した施設等を災害遺構として保存します。

復興基本計画

【短期対策】

① 災害遺構の指定・保存

- ・被災した施設を災害遺構として保存します。特に津波により倒壊したビルは、津波研究においても貴重なものであり、その保存に努めます。

【中長期対策】

② メモリアル公園等の整備

- ・町の要所に、津波浸水の到達標高表示等を行い、町民や観光客に津波浸水の実態を伝え、災害や防災意識の向上を図ります。
- ・被災者慰霊碑、メモリアル公園の整備を図ります。

③ 災害遺構を生かしたフィールドミュージアムの実現

- ・ 中心部のメモリアル公園、新田地区の町営住宅などにより、災害遺構を生かしたフィールドミュージアムを形成します。

(9) 地域防災計画の見直し

方針

大規模災害に備えて、町及び関係機関は、本震災での教訓・防災対応の検証を行い、地域防災計画の充実化を図り修正を行います。

復興基本計画

【中長期対策】

① 本震災での教訓・防災対応の検証

- ・ 町及び関係機関は、本震災での教訓・防災対応の検証を行い、課題を明確にし、今後の対策のあり方や改善策の検討を進めます。

② 地域防災計画の修正と充実化

- ・ 本震災での検証結果を踏まえ、具体的な重点項目を挙げ計画の充実化を図ります。
- ・ 修正にあたっては、復興期の段階に応じて、適切に見直しを図ります。

【重点項目例】

災害対策本部体制（配備態勢と役割分担）、津波避難計画、がれき処理、情報収集・伝達体制、他自治体との広域連携、避難所対応（開設・運営体制、職員派遣体制、物資の供給対策）等

③ 地域防災計画等における建造物等の設置基準「女川基準」の確立

- ・ 今後、新たに建設される土木構造物や建造物等の防災面を考慮した設置基準「女川基準」又は「女川モデル」（いずれも仮称）を地域防災計画に記載します。
- ・ 地域防災計画への記載とともに、「まちづくり条例」として定めることも検討します。

④ 他自治体等との災害時応援協定の締結

- ・ 大規模災害等に迅速かつ効果的に対応するため、他自治体、関係団体、民間企業等との災害時応援協定の締結や連携強化を促進するほか、災害対策活動の充実強化を図ります。

2. 港町産業の再生と発展《産業》

(1) 水産業の応急復旧による早期再開

方針

港町女川の早期復興のために、基幹産業である水産業の再開を率先して進めます。また、漁港・市場の早期再開の実現をめざすとともに、市場再開のPRを通じて、さらに活力のある水産業の復興を推進します。

復興基本計画

【緊急対策】

① 被害が少なく緊急に利用できる漁港の整備

- ・ 漁場、海底障害物の調査を実施し緊急に利用できる漁港について、県、漁協等の関係団体と協議調整し選定します。
- ・ 障害物の処理、漁港の応急復旧を実施します。

② 市場・水産加工場等の代替施設の整備

- ・ 女川町地方卸売市場の代替施設の整備、水揚げに必要な施設設備等の整備を図ります。なお、建築制限が解除され本格的な都市計画が始まる前にも仮設事務所などが設置できる環境をできる限り速やかに進め、関係者の安心感と事業への取り組みを支援します。
- ・ 町は、施設の整備に関し、国・県の支援を要望します。

③ 漁船・漁具の確保

- ・ 漁協や支所等において、漁業における共同利用方式による漁船・漁具の確保、共同購入・共同利用等を支援します。
- ・ 漁船保管、漁船修理等に必要な船揚場の整備を図ります。

④ 養殖業の再開

- ・ 短期間でも生産可能な養殖品目（ギンザケ、ワカメ、ホタテ、ホヤ等）の早期開始をめざし、養殖施設の復旧・整備を図ります。牡蠣など数年を要するものについても、年次計画をたてて再開をめざします。

【中長期対策】

⑤ 漁港・市場再開のPR活動

- ・ 町、漁協等は連携し、漁港の再開、再開後の初競り等の段階に応じたイベントの企画・開催、積極的なPR活動を実施します。
- ・ 女川みなと祭り、秋刀魚収穫祭等、従来のイベントを復活させるほか、新たなイベントの創出を検討します。

(2) 漁港の再整備と水産業の再生

方針

震災により厳しい財務状況となる漁協に対して、財政面の支援を行う必要があります。一方で、震災発生前からの課題などを踏まえ、設備更新などに併せて、施設の共同利用、協業化等抜本的な構造改革に取り組むことで、やる気のある従事者が能力を発揮できる水産業の活性化を図ります。

復興基本計画

【緊急対策】

① 漁港の再整備

- ・ 町と漁協等は、今後の水産業の経営形態、漁港のあり方等を協議し、重点的に復旧整備すべき漁港（拠点港）について選定し整備を図ります。
- ・ 拠点港以外の漁港も応急的な復旧を行い、将来的な利用状況に応じて、順次整備を図ります。
 - － 漁港の指定要件に「地元漁船及び利用漁船の実隻数による総数が約 20 隻程度以上のものが利用」を参考に、拠点港の候補を「現在 20 隻以上の船がある港」という考え方で選定します。
 - 拠点港候補：尾浦・出島・寺間・指ヶ浜・塚浜・飯子浜・横浦

② 漁業の復興対策の中核となる漁協の再建

- ・ 町は、漁業の復興対策の中核となる漁協の再建に向けて協議し、国・県への要望も図り再建支援を実施します。

③ 漁業従事者の再建支援

- ・ 町は、被災した漁業従事者に対する融資制度の活用、経営資金の融通等に関し金融機関等に対して協力要請を行います。

④ 養殖業の協業化

- ・ 漁業従事者は、養殖業における協同の組織体制を構築し、施設の共同所有・経営をめざします。

【中長期対策】

⑤ 水産業の新たな発展をめざす6次産業化

- ・ 地元有数の水揚げ量を誇るサンマ、ギンザケ等、女川ブランドの創出を推進します。

（3）商工業の再生

方針

商工業者の事業の早期再開は、人々の生活の利便性を取り戻し、復興に向けた地域の活力を呼び戻すことにつながります。町は、雇用確保の観点からも商工業の再開を積極的に支援します。

復興基本計画

【緊急対策】

① 早期再開の「場」の確保

- ・ 商工業団体は、各事業者の早期再開に向けた要望をとりまとめ、本格復興までの共同体による仮設店舗などについて協議します。
- ・ 町は、商工業団体と協議し、仮設・共同店舗（工場）用地の確保、支援を行い、関係者の安心感を確保するとともに事業再開、継続への意欲醸成を図ります。

② 各種融資制度の活用

- ・ 町は、被災した商工業者に対して、事業継続のためのつなぎ融資、事業再開のための復旧融資制度の周知を図り、金融機関等に対して経営資金の融通等に関し協力要請を行います。
- ・ 多重債務対策について、国・県に要望します。

【中長期対策】

③ 中・長期的な商工業の活性化

- ・ 町、商工会等関係団体は協力し、既存の女川ブランドの早期再生をめざします。
- ・ 被災を通じて関係が構築された他地域の商工関係者、ボランティア団体等との共同によるイベントの企画・開催を行います。

（4）新たな雇用の創出

方針

町は、震災により新たに発生する事業を活用し地元住民の積極雇用を推進し雇用を確保するとともに、復興過程において持続的な雇用につながる新たな産業、地域づくりを推進します。また、雇用に併せて地元資機材等を積極的に活用、調達することで地域経済の活性化を図っていきます。

復興基本計画

【緊急対策】

① 災害復旧事業を通じた緊急雇用対策

- ・ 被災家屋、漂流物、自動車、堆積土砂等の除去作業への地元住民の積極雇用を図ります。
- ・ 特に重機の操作等の必要が無ない軽微な作業（建設現場の清掃業務、資材の運搬等）にも雇用の機会を見出します。
- ・ 行政職員の臨時雇用を拡充します。
- ・ ボランティア団体が企画するプロジェクト等での雇用機会を確保します。

【中長期対策】

② 中長期的雇用対策

- ・ 事業者の雇用維持対策（助成金・給付金等）により、被災事業者の雇用の維持を支援します。

③ 新規事業の創出

- ・ 商工会等関係団体の共同による女川ブランド等の開発を推進し、事業開拓による新規雇用を創出します。
- ・ 農業、林業等新たな産業のあり方についても検討します。

④ 地場産業・資源を生かす企業誘致等の検討

- ・ 女川町の復興を促進し、女川町の地場産業・資源を生かす事業のあり方の検討のうえに、若者を含む地元雇用を生み出す企業誘致の推進を行います。
- ・ 職場の喪失のために、他市町村に避難している町民の女川での就労の場を創出するとともに、新規移住を可能とする事業を検討します。
- ・ 自立型エネルギー、自然エネルギー導入に資する産業を検討します。

（5）観光の再生・創出

方針

港町の活性化を図るうえで観光の果たす役割は大きく、観光施設への支援や新たな集客キャンペーン、イベント等を通じた観光の再生をめざす必要があります。町は、観光協会等と連携し、新たな観光資源の創出などにより、観光を推進します。

復興基本計画

【中長期対策】

① 観光業の再生と観光資源の創出

- ・ 町は、既存の観光施設の復旧と、観光協会等と連携し観光の早期再開をめざします（金華山観光など）。また、祭り・行事の早期再開もめざします。
- ・ 復興に伴い、観光周遊ルートの確保、観光客等の輸送手段の充実を図ります。
- ・ 遊歩道等の整備も行い、女川の魅力でもある海と山を融合させた観光を再構築します。
- ・ 海洋生物資源等の自然も活用した新たな観光資源の創出に取り組みます。

3. 住みよい港町づくり《住環境》

（1）応急仮設住宅の確保

方針

恒久住宅の再建や供給に期間を要する場合、応急仮設住宅の利用が長期化する可能性があり、応急仮設住宅の供与期間の延長や利用の長期化に向け、環境整備など必要な措置を講じます。

復興基本計画

【緊急対策】

① 生活環境の整備

入居者の生活に必要な仮設店舗の誘致・確保等を行います。

② 生活環境の改善

事業者とも協議し、仮設住宅生活者のための路線バスの増発や新規開設を行います。

【短期対策】

③ コミュニティの維持・確保

- ・ 住宅団地において、行政区等の地域コミュニティ活動や行政、保健・福祉サービス等を提供する拠点となる集会施設を設置します。
- ・ 町は、団地内のコミュニティ構築のため巡回相談を行うなど支援を行います。

【中長期対策】

④ 供与期間の延長要請

- ・ 町は、恒久住宅の供給状況に応じ、応急仮設住宅の供与期間の延長を国・県に要請します。
- ・ 延長が継続する場合には、住宅の基礎や設備の点検、補強を実施します。
- ・ 利用が長期化し、入居者が減少する場合には、防犯面やコミュニティ維持の面からも仮設住宅の統廃合を検討します。

(2) 町中心部の安全な居住地の確保

方針

町中心部の津波被害の軽減のためには、低地部分に盛り土をして、新たな宅地を造成する必要があります。町は、宅地とともに被災した役場等の行政機能の移転や、漁港、観光、商店街の地域の再整理を行い、安全性と利便性を考慮した住みよいまちづくりをめざします。

また、豊かな自然環境や安全性・利便性等とともに居住地が持ち合わせる家並みや生活景観を考慮した魅力的なまちづくり、多様な世代の生活要求にこたえる住宅地づくりを進め、**女川のまちそのものが地域資源となるようめざします。**

復興基本計画

【緊急対策】

① 町民の意向把握

- ・ 町は、被災者の住宅再建に関する意向調査を実施するとともに、説明会や公聴会等の開催を通じて、住民の再建意識を把握します。

② 適切な土地利用及び円滑な事業実施手順の検討

[適切な土地利用の検討]

- ・ 漁港周辺区域には、業務地区として商工関係施設を配置します。
- ・ 町の中核機能となる役場、交番、消防署等は、安全性及び町民生活の利便性に配慮し、高台への配置を行います。
- ・ 津波の勢いの減衰を目的とした公園、防災緑地帯の整備を図ります。

[円滑な事業実施手順の検討]

- ・ 総合運動公園及び港周辺の漁業関連施設を先行して整備する地域（復興まちづくり先行推進地区）として指定し、住宅地の早期確保および水産業の早期再開を推進します。
- ・ **こうした適切な土地利用の実現に向けて円滑に事業が実施できるよう津波浸水地域の用地買収や各種整備事業における市町村費用負担割合の軽減化などについて、国や県が特段の配慮を行うよう強く要請していきます。**

【中長期対策】

③ 平地部の嵩上げによる居住地の確保

- ・ 津波遡上、標高等の調査結果を踏まえ地盤高を決定し平地部における嵩上げ事業を実施します。

- ・ 町民の意向を受け、居住地の規模、住宅の戸数等の計画を踏まえ、高台及び嵩上げ後の内陸部での宅地整備を図ります。

④ 安全な通学路の整備

- ・ 通学路などの日常生活に密接した道路について、安全性の確保と利便性の向上を図ります。

(3) 離半島部の安全な居住地の確保

方針

平地部に限られた離半島部（漁村部）は、近隣の高台に新たな宅地を造成する必要があります。

また、災害時に道路が途絶することにより、集落の孤立が発生する可能性があるため、緊急時の避難手段を確保しておくなど、ライフラインや交通、物流機能等の防災対策の強化に加え、代替手段を確保する必要があります。~~町は、住民の意向を踏まえた上で、集約化等による新しい居住地のあり方を検討もします。~~

さらに、今後予測される世帯数の減少等を考えると、新しい視点でのコミュニティのあり方等を十分に検討していく必要があります。しかしながら、そこに生きる人々の強い意志と願いも尊重されるべきものとも考えます。町と各集落は、今後とも話し合いの場を設け、将来の集落について考えることを重ねることにより、新たな漁村像、地区協働のまちづくりに取り組みます。

復興基本計画

【緊急対策】

① 町民の意向把握

- ・ 町は、離半島部における被災者の住宅再建に関する意向調査を実施するとともに、説明会や公聴会等の開催を通じて、居住先等に関する住民意識を把握します。

② 高台移転・集約化跡地利用の検討

- ・ 公聴会や町民の意向調査を通じて、移転地の選定を行います。
- ・ 高台移転後の跡地利用についても検討します。

【短期対策】

③ 新たな漁村づくり

- ・ 町と各集落は、話し合いの場を設け、新たな漁村像、地区協働のまちづくりのあり方等について協議し事業の展開に結びつけます。

④ 個性ある漁村の復興

- ・ 各集落が復興目標や復興スローガンを検討し、それぞれの集落が誇りと自信をもって復興へ向かい、引き続き集落のあり方について検討する場を支援します。

【中長期対策】

⑤ 各集落の安全確保

- ・ 緊急時避難手段の整備として、各集落にヘリポートを設置します。

(4) 恒久住宅の再建・供給

方針

災害で住み慣れた住宅や財産を失った住民の生活を立て直すために、町は、公営住宅の建設や個人の住宅建設の支援等、住宅再建支援を実施します。また、支援を通して住宅の景観等に調和性を図るなど、より魅力的なまち並みとなるよう働きかけていきます。

復興基本計画

【緊急対策】

① 住宅補修・再建資金の支援

- ・被災世帯に対する住宅再建への経済的支援として、生活再建支援制度、必要な融資制度の活用を図ります。
- ・住宅再建、生活再建の相談窓口を開設するとともに、広報誌、マスメディアを通じて支援制度等の情報提供を行います。
- ・国・県へ、二重ローン対策を要望します。

【短期対策】

② 住宅の供給

- ・住宅の確保の見込み、居住先等の再建意向を確認し、住宅の必要戸数を把握します。
- ・住宅再建が困難な町民向けに災害公営住宅の整備を図ります。

【中長期対策】

③ 地域コミュニティの維持・構築

- ・祭り、行事などの存続を支援し、地域のコミュニティを維持することにより多くの町民が復興を実感できるようにします。
- ・新たに形成される居住区において、住民が集い活動する機会づくりなどで、地域コミュニティの構築を支援します。

(5) 公共交通機関の再開・整備

方針

住みよい港町の回復のために、震災前に運行されていた公共交通機関の早期再開と充実化を図ります。

復興基本計画

【緊急対策】

① 公共交通機関への要請

- ・復旧・復興段階に応じ、また観光事業の再開などに応じて、鉄道、バス、タクシー事業者への再開、運行の要請を行います。
- ・鉄道は、より安全であるとともに新しい女川のまちの付加価値を高める場所への駅舎の設置や復興計画に伴うを考慮したルートを要望します。

【短期対策】

② 町内を結ぶ交通手段の再開

- ・町民の生活維持のために、バス、離島航路の早期再開を図ります。
- ・復興の段階に応じて、路線数、運行便数など改善を図ります。

【中長期対策】

③ 高台移転に伴うバス等公共交通機関の確保

- ・特に高齢者の生活負担軽減のために、効果的な路線バスの運行計画を検討するとともに、スクールバスの混乗、配車の一元化なども検討します。

~~(6) 健康・体力づくり・生涯スポーツの推進 (5つ目の柱へ移行)~~

方針

~~復興に伴い住環境の整備が図られても、豊かで生きがいのある生活を送るためには、町民の健康や体力の維持・向上、生涯スポーツの振興は必要であり、復興に伴いさらなる充実化をめざします。~~

~~復興基本計画~~

~~【短期対策】~~

~~① 総合運動場の再整備~~

- ~~・居住地の安全確保を最優先に総合運動場を住宅地として整備し、清水地区に新たな総合運動場を整備します。~~
- ~~・なお、新規に整備する高台の住宅地において、地域コミュニティ活性化を図ることを目的として、既存施設の一部を残すことも検討します。~~

~~【中長期対策】~~

~~② スポーツ推進に向けた各種プログラムの企画・実施~~

~~総合運動場・関係施設を活用したスポーツイベント等を充実させます。~~

~~③ 指導者の養成・確保~~

~~体育指導やスポーツクラブ支援のための指導者の養成と確保を行います。~~

(6) 歴史的遺構・伝統的文化の回復

方針

町の史跡や各集落に存在した文化的遺産等、町の文化・町民の心のよりどころとなる施設・設備の回復をめざします。

復興基本計画

【中長期対策】

① 町の史跡等の再建

- ~~・施設の被害状況、周辺の復旧状況を勘察し、再建を図ります。~~

② 各地域の文化遺産の再建支援

- ~~・町、行政区等各集落が協力し、各地域に存在し再建すべき文化財について検討するとともに、文化財所有者の協力も得てその再建をめざします。~~

③ 町の文化振興のための公共施設の整備

~~これまで町の文化振興の一翼を担ってきた生涯教育センター等の再建、整備を行います。~~

以下は、「新規」として文言追加（4つ目、5つ目の柱）

4. 心身ともに健康なまちづくり《保健・医療・福祉》

(1) 避難所、仮設住宅での健康被害の予防

方針

高齢者の引きこもりを未然に防止し、避難所、仮設住宅内死亡を最小限にするとともに、避難所、仮設住宅住民の疾病予防、早期発見、早期治療に努めます。

復興基本計画

【緊急対策】

① 健康状態の把握

- ・ 仮設住宅内集会場を設置し支援員の配置及び巡回により仮設住宅内住民の健康状態を把握し、健康相談・健康教育・家庭訪問等を実施します。

【短期対策】

② 適切な治療、指導等

- ・ 仮設住宅内集会場、診療施設への医師・保健師・理学療法士等医療従事者の訪問を行い、適切な治療、指導を行います。
- ・ 健康づくりサポーターを養成し、住民の自発的な活動を促します。

(2) 心のケアの実施

方針

震災により、体調不良やさまざまなストレスによる心身の健康がそ害されている住民が多いことから、長期的にきめ細かなケアを実施します。

復興基本計画

【緊急対策】

① 関係者の状況把握

- ・ 町民、職員、支援者等あらゆる関係者の個々の状況を把握し、相談体制を強化します。

【短期対策】

② 継続的な心のケア

- ・ こころとからだの健康相談センターを核とし、それぞれの状況、時期に応じた心のケアを継続的に実施します。
- ・ 心のケアスタッフ・サポーター（傾聴ボランティアなど）等の人材育成を推進します。

(3) 保健・医療・福祉の連携による保健サービスの提供

方針

町民の基本的な健康情報を把握し、今後の保健・医療・福祉計画に活用するとともに、疾病予防、早期発見、早期治療を促すことによって健康で自立した町民を増やします。また、それぞれの生活環境に応じて必要な保健サービスを提供します。

復興基本計画

【緊急対策】

① 健康基本情報の管理

- ・ 子どもから高齢者まで町民の健康関連基本情報のフォーマットを作成しITを活用したシステムを構築します。

【短期対策】

② 生活環境に応じたサービスの提供

- ・ 個々の町民にとって必要な保健事業を提供します。
- ・ 子育て支援を実施し、親が安心して就労できる環境を整備します。
- ・ 被災した保育所、子育て支援センターの機能回復を図ります。

(4) 地域に根差した包括的な医療サービスの提供

方針

地域のさまざまな医療ニーズに応えられるよう、断らない医療提供をめざすとともに、離半島部へ積極的
に出向いて医療サービスを提供します。また、(仮称) 地域医療センター内でも保健・介護サービスを一体
的に提供します。

復興基本計画

【緊急対策】

① 医療機能等の復旧

- ・ 損壊した施設機能、医療機能を早急に復旧します。

② 薬局、歯科診療所の設置

- ・ 仮設調剤薬局、仮設歯科診療所を設置します。

【短期対策】

③ 包括的な医療サービスの提供

- ・ 総合診療体制を充実させます。
- ・ 訪問診療部門（訪問看護、訪問リハビリなど）を設置し、巡回診療車（船）の配備についても検討
します。
- ・ 健診センターを設置し、地域保健、学校保健、産業保健と連携して町民の健康管理を行います。
- ・ 施設入所サービス、通所リハビリサービス等の介護サービスを提供します。

（５）生活環境に応じた町民の自立した生活の支援

方針

「共助」「支え合い」「地域福祉」が女川町に根付くための仕組みづくりを考え地域福祉計画を策定します。

復興基本計画

【緊急対策】

① 自立した生活を支援

- ・ 被災し避難した要介護者、要援護者が安心して生活できる住まいを確保（仮設福祉住宅、地域福祉
センター内福祉住宅など）します。
- ・ 高齢者、障害者が自立して生活できるサービス、地域生活支援事業の再開と再構築を図ります。

【短期対策】

② 地域福祉計画の策定

- ・ 「共助」「支え合い」「地域福祉」をめざした地域福祉計画を策定します。

（６）地域医療・保健・福祉施設の整備と安全性の強化

方針

(仮称) 地域医療センター（老人保健施設含む）、保健センター、福祉センター等による医療・保健・福
祉拠点を構築、既存施設の利用形態を再検討するとともに、津波被害等に備えた設備を設置し、安全性を
強化します。また、本格復興期の住民の生活に即した機能移転等を検討します。

復興基本計画

【緊急対策】

① 医療・保健・福祉拠点の構築

- ・ (仮称) 地域地域医療センター（老人保健施設含む）、保健センター、地域福祉センター等による
医療・保健・福祉拠点を構築します。

- ・ 既存施設の利用形態を再検討するとともに、津波被害等に備えた設備を設置し安全性を強化します。

【中長期対策】

② 機能移転等の検討

- ・ 本格復興期の住民の生活に即した機能移転等を検討します。

5. 心豊かな人づくり《人材育成》

(1) 安全・安心な学校教育の確保

方針

本町のめざす子どもの姿は「志をもって、未来を切り拓いていく子どもたち」であり、その具現化のためには、子どもたちに「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体」の知・徳・体のバランスを基盤とした「生きる力」を身に付けさせることが大切なことです。今回の津波の経験、家族等の被災、生活の不便さを経験した子どもたちは、地域の連携、全国的支援を受け、絆を大切に自立していける力、他人を思いやる心など、多くのことを学びました。これからも未来を担う子どもたちが、夢と志をもって、安心して学べる教育環境を確保します。

復興基本計画

【緊急対策】

① 学校施設の復旧・再建

- ・ 震災で被害を受けた学校施設の復旧を図ります。
- ・ 新たな土地利用の検討においては、小中学校の配置計画・施設整備計画を併せて検討し、安心して就学できる環境を整備します。

② 児童生徒等の就学支援

- ・ 被災した児童生徒等が安心して就学できるよう学用品等の支給、給食費の援助を行います。
- ・ 安全な徒歩通学路が確保できるまで、また、遠隔地の仮設住宅等から通学する児童生徒に対する通学バスの運行を継続して行います。

【中長期対策】

③ 防災教育の推進

- ・ 学校教育プログラムに、今回の震災の教訓、防災や津波に関する知識などのテーマを導入します。
- ・ 防災教育のための副読本等を作成します。

④ 志教育の推進

- ・ 児童生徒が自立するために必要な能力を育てるとともに、主体的に学ぶ意欲を高める姿勢を育む「志教育」を推進します。
- ・ 児童生徒の学習習慣の定着や学力向上を図る取り組みを実施し、子どもたちの可能性を広げる「確かな学力」を育成します。

⑤ 学校教育の展開の推進

- ・ 小中学校教育の有機的連携の推進と高校及び大学教育への展開を検討します。
- ・ 全入に近い高校教育を支援する仕組みを検討します。
- ・ 女川高校跡地に新設される特別支援学校（高等学園）と地域社会における支援のあり方を検討（大学の特別支援関係の教育研究施設誘致）します。

- ・ 海洋研究の教育的効果を推進します。

(2) 生涯学習・文化・スポーツ活動の推進

方針

復興に伴い住環境の整備が図られても、豊かで生きがいのある生活を送るためには、生涯学習・文化、生涯スポーツの振興は必要であり、復興に伴いさらなる充実化をめざします。また、今回の災害の教訓を踏まえ、将来の災害を減らすために生涯学習などの機会を通じて女川における「災害文化」の醸成に努めます。

復興基本計画

【短期対策】

① 公共施設の復旧・整備

- ・ 清水地区に新たな総合運動場の整備を行い、再構築を図ります。なお、運動場内に新規に整備する居住地において、地域コミュニティ活性化を図ることを目的として、既存施設の一部を残すことも検討します。
- ・ 町の文化振興の一翼を担う生涯学習センター、図書館等の整備を行います。
- ・ 町の史跡等の再建のため、施設の被害状況、周辺の復旧状況を勘案し、再建を図ります。

【中長期対策】

② 復興後の町を担う人材育成のための生涯学習の充実

- ・ 新たなコミュニティ形成のための生涯学習事業を推進します。
- ・ 生涯学習活動を通して、町民のまちづくり参加の促進、防災意識の向上を図ります。

③ 家庭地域社会の教育力向上

- ・ 家庭教育や子育ての学習機会に関する事業を推進します。
- ・ 家庭・地域社会・学校・行政が連携した協働教育体制の充実を図ります。
- ・ 町の復興や地域社会の発展を支える志の高い人づくりを推進します。
- ・ 子どもの成長を地域社会全体が支えていく青少年健全育成を推進します。

④ 健康・体力づくり・生涯スポーツ活動の推進

- ・ 総合運動場・関係施設を活用したスポーツ観光、スポーツ振興等を充実させます。
- ・ 体育指導やスポーツクラブ支援のための指導者の要請と確保を行います。

⑤ 歴史的遺構・伝統的文化的回復

- ・ 各地区に存在し再建すべき文化財について検討するとともに、文化財所有者の協力も得てその再建をめざします。
- ・ 歴史的遺構も含めた文化財の保護と伝統・伝承文化の回復と継承をします。
- ・ 女川町の伝統的資料（郷土史・民話）の収集と本震災、津波の資料の保存、整理、利用を図ります。
- ・ 情緒豊かな人材を育成する文化振興事業を充実します。

(3) 学術研究拠点の構築

方針

本町は、多様な海洋生物に恵まれ、長年、大学の研究機関を中心に調査研究、海洋教育に取り組まれてきました。しかし、本震災の津波で研究施設も大きな被害を受けました。復興において、大学等研究機関とも連携し、研究施設の復旧と充実化を図り、本町の基幹産業である水産業をはじめ、海洋生物研

究や津波研究、漁村等地域研究等の国内でも有数の学術研究拠点として再興をめざします。

復興基本計画

【中長期対策】

① 海洋研究学術ゾーンの構築

- ・ 本町の復興に向けて「海洋研究学術ゾーン」を設定し、大学等研究機関と連携しながら、研究施設・機能や研究者等の受入施設等の充実化を図り、国内外に対し研究成果や情報、教育の発信の場として機能を充実させます。
- ・ 「海洋研究学術ゾーン」に、水産業、海洋生物研究や津波研究等の学術研究拠点を整備するとともに、港湾施設やメモリアル公園（町中心部の津波倒壊ビルの保存）と有効に機能させ、国内外からの研究者の交流や人材育成の場としての機能を充実させます。

② 海洋教育・啓発施設の整備

- ・ 専門的な研究施設だけでなく、海洋生物や津波に関して、子どもたちや一般の人たち（観光客も含めて）が広く興味をもって、学んだり、観察したり、また実体験できる啓発施設の併設を検討し、地元の小学校・中学校・高校の課外授業の場としても活用します。
- ・ 復興まちづくりで生まれた新しい女川のまちづくりをモデルとして学術的に発信するとともに、多くの児童・生徒や観光客が学べるようなガイドブック等の作成なども検討します。